

産業振興計画推進融資

産業振興計画に多くの企業に参画していただき、県内産業の振興につなげるために、産業振興計画に沿った事業を対象とした融資制度を設けていますので、ご活用ください。

対象者	産業振興計画の事業や目標に沿った事業を行う、又は行おうとする方 (農林漁業、金融・保険業、風俗営業などを除く)											
対象資金	設備資金、運転資金											
償還期間	①7年以内(据置期間1年以内) ②10年以内(据置期間2年以内)											
貸付利率 保証料率	<table><tr><td></td><td>①7年</td><td>②10年</td></tr><tr><td>貸付利率※1</td><td>2. 63%以内</td><td>2. 78%以内</td></tr><tr><td>保証料率</td><td>0. 30%※2</td><td>0. 25%※2</td></tr></table> 貸付利率は変動です ※1：貸付利率は商工会又は商工会議所の認定があれば△0.2%、「こうちSDGs推進企業登録制度」の登録があれば△0.1% (併用可能) ※2：一般保証の標準的な事業者の場合の保証料率です。 経営状況により異なる保証料率(0.11%～0.49%)が適用されます。 ※3：セーフティネット保証利用の際には貸付利率・信用保証料率が異なりますのでお問い合わせ下さい。				①7年	②10年	貸付利率※1	2. 63%以内	2. 78%以内	保証料率	0. 30%※2	0. 25%※2
	①7年	②10年										
貸付利率※1	2. 63%以内	2. 78%以内										
保証料率	0. 30%※2	0. 25%※2										
貸付限度額	1億円											
申込み先	高知県と包括協定を締結した金融機関※ ※ 四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫 (R7.4.1現在)											

金融機関・保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合がございますので、あらかじめご了承下さい。

- 県制度融資は、金融機関と信用保証協会の協力により、中小企業の皆様に低利・長期で融資を行うものです。
- 県は、保証料の一部を補給し皆様の負担を軽減します。